

一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみの使用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日光市観光協会（以下「協会」という。）のキャラクター（一般社団法人日光市観光協会キャラクターの使用等に関する規則（平成25年規則第21号）第2条に定めるものをいう。以下同じ。）の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請及び使用許可)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者は、あらかじめ一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により会長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 会長は、申請書の提出があったときは、その内容について審査し、これを適当と認めるときは、一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ使用許可通知書（様式第2号。以下「許可通知書」という。）により当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 会長は、前項の規定による使用の許可について必要な条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第3条 着ぐるみの使用許可の期間は、1週間を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き着ぐるみを使用しようとするときは、あらためて前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第4条 会長は、その使用等が次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を許可しないものとする。

(1) 着ぐるみの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

(2) キャラクターのイメージを損なう可能性があるときと認められるとき。

(3) 法令、一般社団法人日光市観光協会定款（平成25年12月1日改正）、協会が定める規則その他の規定（以下これらを「法令等」という。）に反するおそれがあると認められるとき。

(4) 公序良俗に反するもおそれがあると認められるとき。

(5) 宗教、政治又は思想の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。

(6) その他着ぐるみの使用が適当でないとき。

2 前項の規定により着ぐるみの使用を許可しないときは、一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用料等）

第5条 着ぐるみの使用料は、貸出日数1日につき1,500円とする。

2 前項の使用料は、第2条の規定により着ぐるみの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が着ぐるみの返却時に協会へ現金又は振込みにより支払うものとする。

（延滞金）

第6条 使用者は、使用許可期限満了日までに着ぐるみを返却しなかった場合は、期限満了日の翌日から1日につき、10,000円の延滞金を支払わなければならない。

2 前項の延滞金は、協会からの請求に基づき、協会へ現金又は振込みにより支払わなければならない。

（使用料の減免）

第7条 使用料は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が主催する観光振興に係る事業等に使用するとき。 全額

(2) 前号に定めるもののほか、会長が必要と認めたとき。 事業の内容に応じて会長が別に定める額

（使用料の減免の手続）

第8条 使用者が前条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするときは、第2条第1項の使用の申請と同時に一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ使用料減免申請書（様式第4号）を会長に提出し、許可を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された用途に限り、着ぐるみを使用すること。

(2) 着ぐるみの使用に際しては、丁寧に扱うこと。

- (3) 着ぐるみを変形して使わないこと。
- (4) 着ぐるみを直接地面に置かないこと。
- (5) 着ぐるみ着用時は直接地面に座らないこと。
- (6) 水気及び火気の近く等破損又は汚れのおそれがある場所で使用しないこと。
- (7) 雨天時に野外での使用は避けること。
- (8) イベントで使用する場合は、着ぐるみ着用者にスタッフを1名以上配置すること。
- (9) 使用者が女性の場合は、化粧を落としてから使用すること。
- (10) 使用する際は適度に休憩をとり、水分補給を十分に行うこと。着ぐるみを使用したことで体調に影響を及ぼしたとしても、協会は一切責任を負わない。
- (11) 一般のお客様の前では着ぐるみを脱がないこと。
- (12) 着用前及び着用途中の画像を撮影しないこと。

(使用許可内容の変更等)

第10条 使用者は、使用許可を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ変更使用許可申請書(様式第5号)に許可通知書を添えて会長に提出し、変更の許可を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請に基づき変更を許可するときは、一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ変更使用許可通知書(様式第6号。以下「変更許可通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

3 第2条第3項、第4条及び前条の規定は、前2項の変更使用の場合に準用する。
(使用の完了等)

第11条 使用者(前条第1項の規定により使用許可の変更許可を受けた使用者を含む。以下同じ。)は、着ぐるみの使用が完了したとき又は使用を中止するとき若しくは使用の必要がなくなったときは、一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ使用完了(中止)届(様式第7号)に、許可通知書又は変更許可通知書の写しを添えて会長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第12条 会長は、使用者の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を直ちに中止させ、当該使用に対する許可を取り消すものとする。

- (1) 第2条第3項(第10条第3項の規定が準用される場合を含む。)の規定による使用許可の条件に違反して使用したと認められるとき。

- (2) 第4条又は第9条に違反していると認められるとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。
 - (4) その他会長がその使用を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 会長は、前項の規定により使用者の使用を中止し、当該使用の許可を取り消すときは、その理由を付して使用者に書面で通知するものとする。
- 3 前2項の規定により許可を取り消された者は、着ぐるみをいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 会長は、許可の取消しにより生じたいかなる損害も賠償する責任を負わない。
- (損害賠償)

第13条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより協会に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第14条 着ぐるみの使用に起因する事故等により、使用者が使用者本人又は第三者に対し損害を与えた場合、協会はそのいかなる責任も負わない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第15条 使用者は、許可を受けた事項以外の目的で着ぐるみを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(破損又は紛失)

第16条 協会は、着ぐるみの使用について次の各号のいずれかに該当した場合は、使用者に当該各号に定める費用を請求することができる。

- (1) 使用者が使用中（協会から借り受けて協会へ返却するまでの間をいう。以下同じ。）に着ぐるみを破損した場合 修理代実費相当分
- (2) 使用者が使用中に着ぐるみを紛失した場合 新たな作成代実費相当分
- (3) 前2号に掲げるもののほか、返却された着ぐるみ不能使用と判断された場合 会長がその実態に応じて別に定める費用

(個人情報の取扱い)

第17条 会長は、着ぐるみの使用の許可に当たり取得した申請者の個人情報は、この規則の目的以外の目的には使用せず、個人情報を安全に管理し、本人の同意なしに第三者への提供はしない。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、解散前の日光地区観光協会連合会が定めた失効前の日光地区観光協会連合会「日光仮面」着ぐるみの使用に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみの使用等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみの使用等に関する規則の相当規定に関わらず、改正前の規則を適用する。

様式第1号（第2条関係）

一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ使用許可申請書

年 月 日

一般社団法人日光市観光協会会長 様

住所

氏名（名称及び代表者名）

印

電話番号

一般社団法人日光市観光協会のキャラクターの着ぐるみを次のとおり使用したいので申請します。

使 用 目 的 ※どちらかに○を付けて下さい。 (営利目的・非営利目的)	
使用場所又は地域	
使用期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日
担当者連絡先 (所属・氏名・電話番号等)	
添付書類 ・ 着ぐるみ企画書 ・ 申請者の概要、現況を示すもの ・ 着ぐるみを使用する事業の予算書 ・ その他（ ）	

様式第2号（第2条関係）

一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ使用許可通知書

年 月 日

様

一般社団法人日光市観光協会

会長



年 月 日付で申請のありました一般社団法人日光市観光協会のキャラクターの着ぐるみの使用について、次のとおり許可します。

使 用 目 的 ※どちらかに○を付けて下さい。 (営利目的・非営利目的)	
使用場所又は地域	
使用期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日
使 用 料	
許 可 の 条 件	使用に関しては、一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみの使用等に関する規則及び許可の条件を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ使用不許可通知書

年 月 日

様

一般社団法人日光市観光協会

会長



年 月 日付で申請のありました一般社団法人日光市観光協会のキャラクターの着ぐるみの使用について、次の理由により許可できません。

不許可の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

一般社団法人日光市観光協会会長 様

申請人 住所

氏名 印

一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ使用料免除申請書

一般社団法人日光市観光協会のキャラクターの着ぐるみの使用料について、免除を受けたいので申請します。

免除申請理由	
使用目的	
使用場所又は地域	
使用期間（予定）	
担当者連絡先 （所属・氏名・電話番号等）	

様式第5号（第10条関係）

一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ変更使用許可申請書

年 月 日

一般社団法人日光市観光協会会長 様

住所

氏名（名称及び代表者名）

㊟

電話番号

年 月 日付で許可を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

変 更 理 由	
---------	--

変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
使 用 目 的 ※どちらかに○を付けて下さい。 (営利目的・非営利目的)		
使用場所又は地域		
使用期間（予定）		
担当者連絡先 (所属・氏名・電話番号等)		

資料添付（変更が確認できる資料等）

様式第6号（第10条関係）

一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ変更使用許可通知書

年 月 日

様

一般社団法人日光市観光協会

会長



年 月 日付で申請のありました一般社団法人日光市観光協会のキャラクターの着ぐるみの使用許可内容の変更について、次のとおり変更を許可します。

変 更 理 由	
---------	--

変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
使 用 目 的 (営利目的・非営利目的)		
使 用 場 所 又 は 地 域		
使 用 期 間 (予 定)		
使 用 料		
担 当 者 連 絡 先 (所属・氏名・電話番号等)		

※ 使用に際して、一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみの使用等に関する規則の規定及び許可の条件を遵守すること。

様式第7号（第11条関係）

一般社団法人日光市観光協会キャラクター着ぐるみ使用完了（中止）届

年 月 日

一般社団法人日光市観光協会会長 様

住所

氏名（名称及び代表者名）

印

電話番号

年 月 日付で許可のありました一般社団法人日光市観光協会のキャラクターの着ぐるみの使用について、次のとおり完了（中止）しましたので届け出ます。

1 完了（中止）年月日 年 月 日

2 使用の状況

3 完了（中止）の理由

4 添付書類